



発行 東京都

目次

34

告示

- 指定管理者の指定……………
- 指定管理者の指定（二件）……………
- 指定管理者の指定（三件）……………

告示

●東京都告示第四百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地
東京都清瀬喜望園 東京都清瀬市竹丘三丁目一番七十一号
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人まりも会 東京都小平市上水南町四丁目七番四十五号

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地
 - (一) 品川ふ頭外貿岸壁 東京都品川区東品川五丁目一番
 - (二) 品川ふ頭外貿棧橋 東京都品川区東品川五丁目地先
 - (三) 青海ふ頭岸壁 東京都江東区青海三丁目三十一番
 - (四) 青海ふ頭棧橋 東京都江東区青海三丁目地先
 - (五) 中央防波堤外側ふ頭 東京都大田区令和島一丁目一棧橋（Y1）番地先
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
東京港埠頭株式会社 東京都江東区青海二丁目四番二十四号
- 三 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地
 - (一) 有明客船ターミナル 東京都江東区有明三丁目十二番十三号
 - (二) 有明小型船発着所浮 東京都江東区有明三丁目三十一番地先
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
東京港埠頭株式会社 東京都江東区青海二丁目四番二十四号
- 三 指定の期間
令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

●東京都告示第四百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 公の施設の名称及び所在地
 - (一) 竹芝ふ頭船舶給水施設 東京都港区海岸一丁目十一番同所十二番及び同所十六番
 - (二) 日の出ふ頭船舶給水施設 東京都港区海岸二丁目七番
 - (三) 芝浦ふ頭船舶給水施設 東京都港区海岸三丁目六番、同所二十八番、同所二十九番及び同所三十二番
 - (四) 晴海ふ頭船舶給水施設 東京都中央区晴海五丁目十三番及び同所十五番
 - (五) 月島ふ頭船舶給水施設 東京都中央区豊海町

設

(六) 辰巳ふ頭船舶給水施設
東京都江東区辰巳三丁目二十番

(七) 東京国際クルーズふ頭船舶給水施設
東京都江東区青海二丁目地先

(八) 運搬給水施設
東京都品川区八潮一丁目一番三号地先

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
東京港埠頭株式会社 東京都江東区青海二丁目四番二

十四号

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、100%再生紙のうえ
リサイクルできます。